みなさまへ

本会声明「戦争および植民地支配に対する日本の責任問題は 日韓請求権協定で解決していません」への賛同のお願い

1965年に日韓基本条約および諸協定が締結されてから、今年で47年になります。しかし、日本軍「慰安婦」、朝鮮人被爆者への加害など、「人道に対する罪」を含む、戦争および植民地支配に対する日本の歴史的責任の問題はいまだに解決していません。

このような現状に鑑みて、本会では2012年3月6日に声明「戦争および 植民地支配に対する日本の責任問題は日韓請求権協定で解決していませ ん」を発表し、6月20日にその要旨を簡潔に明らかにした第2声明を発表 しました。

韓国では昨年8月30日の憲法裁判所決定に続き、今年5月24日の大法院 判決により、日韓基本条約および諸協定によっても、上記の日本の歴史 的責任の問題が未解決であることが示されました。しかし、日本におい ては、政府ばかりでなく、多くの人々が「完全かつ最終的に解決済みで ある」と考えています。

本会はこのような日本での認識を改善し、日本の歴史的責任の問題の解決を目指す運動に取り組んでいます。そのために、志を同じくする団体および個人の皆さまと幅広く連帯し、この目的を達成したいと考え、第2声明を多くの皆さまの賛同の下、「共同声明」として公表したいと思います。9月10日までにご連絡下さい。

ご賛同いただける方や団体は下記まで賛同者名、賛同団体名をご連絡下さい。また、団体および個人名の公表可否についてもお知らせ下さい。 なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

メール: nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

FAX: 03-5241-9906